

# 事故のない社会へ Vol.3

一般  
社団法人 全国道路標識・標示業東京都協会



---

## I TOPIX

---

1. 路面標示の種類及び設置者の区分について
  2. 路面標示と案内標識での連携されたカラー化について
  3. 自転車通行空間の整備と交通違反等罰則強化について
-

# 01 路面標示の種類及び設置者の区分について

## 路面標示の種類

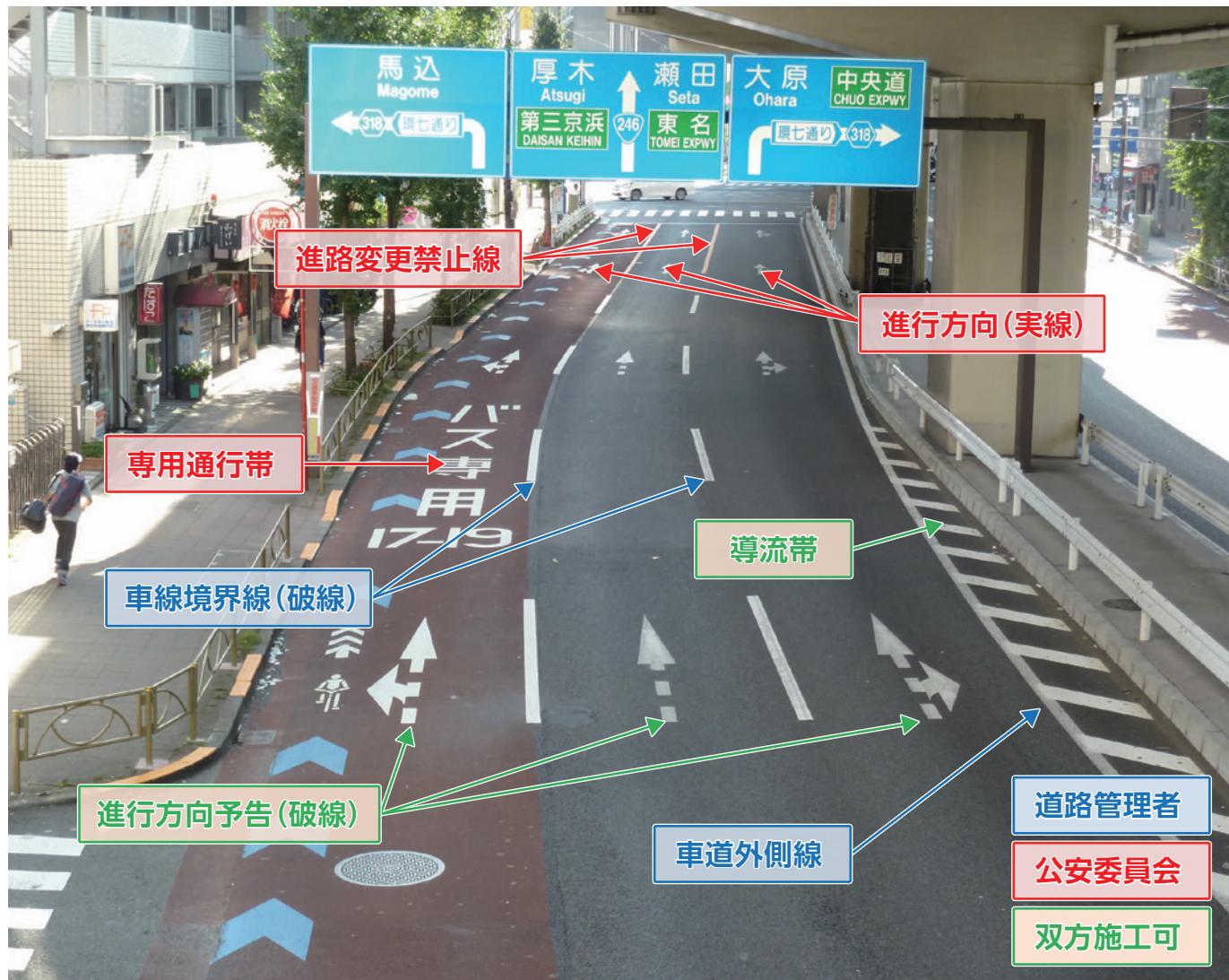
路面標示(区画線と道路標示)は、高速道路や一般道路における人と自動車が安全で円滑な通行が出来るように路面に塗料で描かれた白線や黄線等を総称している。

路面標示は大別して、区画線(「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」第5条～第7条関係)と、道路標示(「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」第8条～第10条関係)からなり、区画線は道路管理者が、道路標示は都道府県公安委員会がそれぞれ設置することとなっている。

区画線の種類は、車道の交通区分を示す「車道中央線」「車線境界線」「車道外側線」「歩行者横断指導線」「車道幅員の変更」「路上障害物の接近」、「導流帯」及び「路上駐車場」等があり、色彩は全て「白色」となる。

道路標示は、大別して「規制標示」と「指示標示」からなり、規制標示には「転回禁止」「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」「進路変更禁止」「進路変更禁止」「駐停車禁止」「最高速度」「立ち入り禁止部分」などがあり、指示標示には「横断歩道」「斜め横断可」「自転車横断帯」「右側通行」「停止線」などがある。

路面標示用塗料で表示する場合の路面標示は、区画線では白色、道路標示では黄色又は白色が用いられる。



## 路面標示の種類と設置管理者の区分

分類		区画線 (道路管理者)	道路標示(公安委員会)	
			規制標示	指示標示
線	中央線 車線 外側線等	車道中央線(101)		中央線(205)
		車線境界線(102)	車両通行帯(109)	車線境界線(206)
		車道外側線(103) 車道幅員の変更(105)	路側帯(108) 駐停車禁止路側帯(108の2) 歩行者用路側帯(108の3)	
			追越しのための右側部分 はみ出し通行禁止(102) 進路変更禁止(102の2)	
				停止線(203) 二段停止線(203の2)
線・記号	横断 駐車 優先道路等	歩行者横断指導線(104)		横断歩道(201) 斜め横断可(201の2) 自転車横断帯(201の3) 横断歩道又は自転車横断帯あり(210)
		路上駐車場(108)	駐停車禁止(103) 駐車禁止(104) 平行駐車(112) 直角駐車(113) 斜め駐車(114)	
			優先本線車道(109の2)	前方優先道路(211)
			特例特定小型原動機付自転車・ 普通自転車歩道通行可(114の2) 特例特定小型原動機付自転車・ 普通自転車の歩道通行部分 (114の3) 普通自転車の交差点進入禁止 (114の4)	
記号	導流帯 安全地帯等	導流帯(107)	進行方向別通行区分(110)	進行方向(204) 導流帯(208の2)
			立入り禁止部分(106) 停止禁止部分(107)	安全地帯(207) 路面電車停留場(209)
		路上障害物の接近(106)		安全地帯又は路上障害物に接近(208)
文字・記号	転回禁止等		転回禁止(101) 右左折の方法(111) 環状交差点における左折等の方法 (111の2) 終わり(115)	右側通行(202)
文字	最高速度 車両通行区分		最高速度(105) 車両通行区分(109の3) 特定の種類の車両の通行区分 (109の4) 牽引自動車の高速自動車国道 通行区分(109の5) 専用通行帯(109の6) 路線バス等優先通行帯(109の7) 牽引自動車の自動車専用道路 第一通行帯通行指定区間(109の8)	

## 路面カラー標示と案内標識の連携により安全性が向上

道路での路面カラー標示と案内標識板の矢印の色相を連携させ、行先方向と同じ色で合わせて誘導することは、分岐部や複雑な交差点において、ドライバーにとって分かりやすく、誤進入車の無理な車線変更に伴う追突事故や錯綜等を低減でき、安全な交通誘導を実施できる対策の一つである。

IC付近や何差路にも分かれた複雑な交差点やジャンクション、比較的短い区間での分合流では、直ぐに行先を判断することが難しいため、連携された路面カラー標示と案内標識のセットは有効な手段の一つと考えられる。

## 主な特徴

## ・目的地別カラーの統一

案内標識と路面標示は、それぞれ異なる情報を提供しますが、道路標識の方向を示す矢印と路面の進行方向を示す道路を同じ色にすることで、ドライバーがどちらを優先して見ればよいかを簡単に判断できます。

## ・視認性の向上

案内標識と路面標示が同じ色に統一されると、視認性が格段に向上し、視界が悪い時(霧や、夜間など)や、複雑な交差点で方向を迷わずに誘導できます。

## ■ 国土交通省における取り組みの一例のご紹介



## 記者発表資料

平成22年11月 8日(月)  
国土交通省関東地方整備局  
横浜国道事務所

**国道15号栄町交差点の交通安全対策工事が完成  
「案内標識と路面の連携カラー標示」で分かり易くなりました**

国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所では、国道15号栄町交差点(横浜市神奈川区青木町)の交通事故対策工事を行い、平成22年11月1日に工事が完了いたしましたのでお知らせいたします。



## 一般道分岐部における連携事例



予告案内標識



埼玉県新座市(国道254号)

分岐部



拡大



大分県大分市(国道10号)



拡大



茨城県水戸市(県道50号)



愛知県名古屋市(県道60号)

このような標示例は他にも様々ありますが、カラーラ路面標示と道路標識を併用し案内することにより、ドライバーにとって走行しやすい環境を整備することで、高齢者や土地勘の少ない人が運転する場合には効果的な誘導が可能と思われる。

変則的な交差点や分合流部等での事故多発箇所においては、提案のご参考にしていただければ幸いです。

# 03 自転車通行空間の整備と交通違反等罰則強化について

## 自転車通行空間の整備とは

歩行者、自転車、自動車が互いに安全で快適に通行できるよう、道路上に自転車が通行するための空間を設けることです。具体的には、車道の左端に自転車レーン（自転車専用通行帯）を設けたり、歩道に自転車が通行すべき部分を指定したり、車道上の矢羽根型路面表示（自転車ナビライン）を設置したりする整備をいいます。

### 取り組みの内容

国土交通省と警察庁では、合同で「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定しており、このガイドラインに基づき、歩行者と分離された自転車通行空間の整備が推進されている。

これに従い、各自治体から発注される自転車通行空間の整備に寄与することで、交通安全にも繋がるものと考え、施工の重要性が益々問われてくると想定される。

### 自転車通行空間の事例



#### 自転車道

自転車道とは、縁石や柵その他これに類する工作物によって区画された車道部分のことをいいます。



#### 普通自転車専用通行帯

車両通行帯の設けられた道路において、普通自転車が通行しなければならない車両通行帯として指定された道路の部分をいう。



#### 車道混在（矢羽根型路面表示等）

車道の左側に矢羽根型の青い矢印（矢羽根）を路面に表示し、自動車と自転車が同じ車線を縦列で共存しながら安全に走行できるようにするもの。この表示は、自転車が通行すべき位置と方向を明確にし、自転車利用者および自動車運転者への注意喚起を目的としている。

## 自転車での交通違反等罰則について

警察庁では令和8年4月1日から、道路交通法の一部を改正する法律(令和6年法律第34号)のうち、16歳以上の自転車の運転者を交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)の対象とする規定が施行されます。

(※16歳以上の者が同制度の対象です。16歳未満の者は、引き続き、同制度の対象にならず、個別の事案の事情に即した違反処理となります。)

自転車の交通違反が重大な事故につながるケースが多く、カラー化による通行区分の明示は必要であり、道路形状や様々な条件から、最適な自転車通行レーンの選定が不可欠と考える。

### 自転車が対象とされている反則行為(例)

携帯電話使用等(保持)	12,000円
放置駐車違反	9,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反 (車道右側通行、歩道の不適切な通行)	6,000円
一時不停止	5,000円
無灯火	5,000円

### 刑事手続によって処理される重大な違反(例)

酒酔い運転	5年以下の拘禁刑又は100万以下の罰金
妨害運転(あおり運転) (著しい交通の危険)	
酒気帯び運転	3年以下の拘禁刑又は50万以下の罰金
妨害運転(あおり運転) (交通の危険)	
救護義務違反	1年以下の拘禁刑又は10万以下の罰金

## 改正道交法のポイントについて

### ①自転車の「青切符」制度導入 (令和8年4月施行予定)

16歳以上の運転による信号無視、一時不停止、右側通行、携帯電話使用など、112の違反行為。

軽微な交通違反に対し、反則金を支払うことで刑事手続きが免除される制度。

青切符の導入により、自転車の交通違反で、検挙された場合であっても、多くは反則金の納付により事件は終結しますが、自転車で交通違反を繰り返した時には、青切符等の交通違反に対する処理手続きとは別に、自転車運転者講習の受講が必要になります。

### ②悪質・危険な運転への罰則強化

酒気帯び運転、妨害運転(あおり運転)などは「赤切符」の対象となり、刑事罰となる。

### ③安全の確保

青切符導入後も、これまでと変わらず交通ルールの遵守が安全確保の基本となる。

※上記のように道交法が変わることもあり、交通安全施設としての自転車通行空間の整備は必要と考え、提案へのご参考になればと思います。

## 自転車の路面表示について

### 自転車ピクトグラム

自転車道、自転車専用通行帯及び車道混在には法定外路面表示である自転車のピクトグラムを設置するものとされています。



自転車ピクトグラムの例

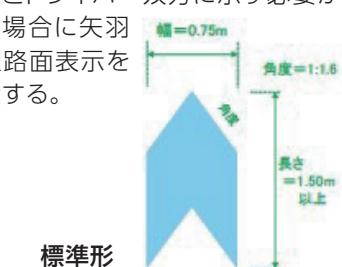
### 帯状路面表示

ドライバーに、自転車専用通行帯の存在を明確にして路上駐停車や当該通行帯への進入等を抑制すること等により、交通事故の抑止を目的として行うものであり、交通管理上有効と認められる場合には、帯状路面表示を原則設置する。

色彩については青色系を基本とする。

### 矢羽根型路面表示

自転車と自動車が同一の通行空間を共用する車道混在区間や交差点及び交差点付近のように自動車と自転車の導線が交錯する等で、車道における自転車通行位置を自転車利用者とドライバー双方に示す必要がある場合に矢羽根型路面表示を設置する。



標準形



一般社団法人 **全国道路標識・標示業東京都協会**  
〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル6F  
TEL:03-3264-6075 FAX:03-3264-5772  
<https://www.zenhyo-tokyo.com/>